

解説



公正価値の測定及び開示に関するFASBの公開草案

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜



はじめに

2010年6月29日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「公正価値の測定及び開示（Topic820）：米国において一般に認められた会計原則及び国際財務報告基準における共通の公正価値の測定及び開示に関する規定に向けた改訂」（以下「本公開草案」という。）を公表した。コメント期限は、2010年9月7日である。

FASBと国際会計基準審議会（IASB）（以下合わせて「両ボード」という。）は、共同で取り組んでいる公正価値測定プロジェクトにおいて、公正価値の測定及び開示に関する共通の会計基準の内容について合意した。本公開草案では、この共通の会計基準の内容に変更するために、

米国会計基準において必要となる変更が提案されている。IASBも、国際財務報告基準（IFRSs）において必要となる変更のうち、これまでに市場関係者からコメントを募集していなかった部分について、2010年6月29日、公開草案「公正価値測定の不確実性の分析に関する開示（開示案の限定的再公開）」（以下「IASBの不確実性開示ED」という。）を公表している。

本稿では、本公開草案について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASB及びIASBの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

背景

両ボードは、それぞれ別個に、公正価値測定に関する会計基準を開発し始めた。2006年、FASBは財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」を公表し、この会計基準は2007年11月に発効した（現在は、

FASB Accounting Standards Codification™ Topic820「公正価値の測定及び開示」に組み込まれている）。Topic820は、公正価値を定義し、公正価値を測定するためのフレームワークを規定し、公正価値測定に関する開示を要求している。

2005年9月、FASBがSFAS第157号に関する審議をほとんど終了した頃に、IASBは、公正価値測定に関するプロジェクトを取り上げることを決定した。2006年11月、IASBは、討議資料「公正価値測定」を公表し、予備的見解を形成するに当たり、SFAS第157号を基礎とした。

2009年5月、IASBは、公開草案「公正価値測定」（以下「IASBの公正価値測定ED」という。）を公表し、公正価値の定義、公正価値測定に関するフレームワーク、及び公正価値測定に関する開示について提案を行った。IASBの公正価値測定EDの内容は、米国会計基準における指針とおおむね整合していたが、一部の提案は米国会計基準とは異なっていた。また、IASBの公正価値測定EDの言葉遣いは、Topic820の言葉遣いと類似していたものの、同じではなかった。IASBの公正価値測定EDに対す

るコメント提出者は、両ボードに対し、公正価値の測定及び開示に関する共通の会計基準を開発することを要求した。

この要求に対し、両ボードは、2009年10月、共同で作業をすることで合意し、2010年1月に審議を開始した。両ボードは、相互のボードの意思決定の理由を理解することができるように、ほとんどすべての論点を共同で検討した。本公開草案及びIASBの不確実性開示EDに至る審議において、両ボードは、Topic820の規定とIASBの公正価値測定EDとの間の差異、IASBの公正価値測定EDに対して寄せられたコメント、及びTopic820の適用に関連して寄せられたフィードバックを分析することに注力した。

両ボードは、本公開草案及びIASBの不確実性開示EDに対して寄せられたコメントを共同で検討する予定である。

会計処理に関する規定

【全般的修正】

米国会計基準とIFRSsに共通の公正価値の測定及び開示に関する会計基準を開発するという目的を達成するため、本公開草案は、会計基準の記述に用いる言葉遣いを一部変更することを提案している。ほとんどの場合、この提案によって、現行の米国会計基準における、公正価値測定に関する指針の意味や、その指針の適用方法を変更することは意図されていない。しかし、提案によっては、既存の指針に関するFASBの意図が明確化されたり、特定の原則及び規定の内容が変更されたりすることがあり、場合によっては、財務諸表に

おいて表示される金額が変わることもある。

【「最高かつ最良の使用」と「価値算定の前提」の適用範囲】

現行の米国会計基準は、「最高かつ最良の使用」と「価値算定の前提」という概念を資産の公正価値の測定に当たって適用することとしているものの、金融資産と非金融資産を区別していない。IASBの公正価値測定EDは、これらの概念を金融資産とすべての負債について適用しないことを提案していた。

FASBは、IASBの考えを支持し、本公開草案では、「最高かつ最良の使用」と「価値算定の前提」という概念を、非金融資産の公正価値測定においてのみ適用することを提案している。

【価値算定の前提としての「使用」及び「交換」の用語の削除】

現行の米国会計基準も、IASBの公正価値測定EDも、公正価値測定における価値算定の前提として、「使用」と「交換」という用語を使用している。IASBの公正価値測定EDに対するコメント提出者の多くは、これらの用語が価値算定の前提を置く目的を正確に反映していないため、紛らわしいと考えた。また、コメント提出者の一部は、「使用」という価値算定の前提は、国際会計基準（IAS）第36号「資産の減損」において用いられている「使用価値」という用語と混同されるおそれがあると考えた。

本公開草案は、価値算定の前提としての「使用」と「交換」という用語を削除し、価値算定の前提は、以下のいずれかであると記述することを提案している。

a. 資産が、その他の資産、又はそ

の他の資産及び負債との組合せて使用される。

b. 資産が、単独で使用される。

a. が従前の「使用」に相当し、

b. が従前の「交換」に相当する。

【市場リスク又は取引の相手方の信用リスクについて企業が相殺可能なポジションを有している場合の金融資産及び金融負債の公正価値測定】

大量の金融資産及び金融負債を保有する企業は、市場リスク（すなわち、金利リスク、外国為替リスク、又はその他の価格リスク）と、個々の取引の相手方の信用リスクにさらされている。金融資産及び金融負債を保有する米国内外の金融機関等は、特定の市場リスク又は特定の取引の相手方の信用リスクに対する正味のエクスポージャーに基づき、これらの金融商品を管理していることが多い。

米国会計基準を採用している多くの企業では、市場リスク又は取引の相手方の信用リスクについて、相殺可能なポジションを有し、これらの個々のリスクが、その正味のエクスポージャーに基づいて管理されるような金融資産及び金融負債の公正価値測定に当たり、「使用」を価値算定の前提としている。一方、米国会計基準を採用しているその他の企業では、企業の正味のリスク・エクスポージャーに対し、「交換」を価値算定の前提とし、取引がそれを構成する個々の資産及び負債に関するものではなく、ネット・ポジションに関するものであると仮定している。このように、価値算定の前提が異なる形で適用されるのは、現行の米国会計基準が、金融資産に関する価値算定の前提を特定していないからである。

一方、IFRSsでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」において、金融商品の公正価値測定に当たり、同一の市場リスクに関する相殺可能なポジションの影響を考慮することを認めている。

米国会計基準とIFRSsのアプローチは異なるものの、多くの場合、結果として得られる公正価値の測定値は似たようなものになることを、FASBは理解している。しかし、現行の米国会計基準は、FASBが意図しているよりも幅広く解釈される可能性がある。

FASBは、金融商品会計は、財務諸表の利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性を評価できるように、企業がどのように事業を営んでいるのかに基づき、金融商品に内包されるリスクに関する情報を提供しなければならないと考えている。しかし、企業の正味のリスク・エクスポージャーに基づき管理されている金融商品に関する指針を含む、現行の金融商品の公正価値測定に関する指針は、企業の事業戦略と、当該事業戦略に基づいて管理される金融商品の公正価値測定の関係について明確に述べていない。

そこで、本公開草案は、企業が金融資産及び金融負債を市場リスク又は取引の相手方の信用リスクに対する正味のエクスポージャーに基づいて管理する場合に、公正価値測定に関する規定の例外を認めることを提案している。この例外の下では、金融資産及び金融負債の集団の公正価値を、測定日における市場参加者間の特異でない取引において、特定のリスク・エクスポージャーについて、正味のロング・ポジション（すなわち、資産）を売却した場合に得られ

るであろう価格、又は、正味のショート・ポジション（すなわち、負債）を移転した場合に支払うであろう価格に基づき測定することが認められる。この例外は、公正価値測定が要求又は選択されるデリバティブにも適用される。

この例外を用いるためには、企業が一貫して正味のリスク・エクスポージャーについて金融商品を管理している証拠を示さなければならない。また、金融商品は、継続的に公正価値測定することが要求又は選択されていなければならない。

【公正価値測定における大量保有要因並びにその他のプレミアム及びディスカウントの適用】

現行の米国会計基準にあるとおり、大量保有要因とは、資産又は負債に関する通常の1日当たりの取引量が、企業が保有する数量を吸収する上で十分ではなく、資産又は負債を単一の取引において売却するための注文を入れることにより、市場価格が影響を受ける可能性がある場合の当該資産又は負債に関する市場価格の修正をいう。

FASBは、大量保有要因の発生は、企業に固有のことであり、資産又は負債に固有のことではないとの結論に至り、本公開草案では、資産又は負債の売却時に大量保有要因の発生が見込まれる場合であっても、これを公正価値測定に反映することを禁止することを提案している。すなわち、大量保有要因は、取引コストに類似しており、資産又は負債について、企業がどのように取引を行うのかによって異なるものである。したがって、企業が資産又は負債をまとめて売却する取引を行うことを決定した場合、当該決定の帰結は、当該

決定を行った時点で報告しなければならない。

なお、大量保有要因は、資産若しくは負債（又は類似する資産若しくは負債）について、市場価格を用いて公正価値が測定される場合にのみ、発生し得る。すなわち、市場価格を用いず、評価技法により公正価値が測定される場合には、問題にならない。

現行の米国会計基準は、大量保有要因とその他のプレミアム又はディスカウントを区別せず、流動性リスクに関する調整を除き、その他のプレミアム又はディスカウントの適用について説明していない。FASBは、公正価値測定におけるその他のプレミアム及びディスカウントの適用を説明するに当たり、公正価値測定の基礎となる原則を用いることにした。その原則とは、公正価値測定は、資産又は負債の価格算定を行うに当たり、市場参加者が考慮する、資産又は負債の特性を考慮しなければならないというものである。

本公開草案は、資産又は負債の価格算定の対象となる会計単位について、市場参加者が考慮するプレミアム又はディスカウントがある場合に、企業が、当該プレミアム又はディスカウントを公正価値測定に適用することを提案している。例えば、市場参加者が、報告単位の価格算定において支配プレミアムを考慮する可能性が高い場合には、当該報告単位について支配プレミアムを考慮することになる。

また、本公開草案は、公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に分類される公正価値測定において、その他の会計基準において規定される会計単位について、市場参加者が

資産又は負債の価格算定に当たって考慮するその他のプレミアム又はディスカウントを考慮することを提案している。

【市場参加者】

現行の米国会計基準において、市場参加者は「企業と独立である」と説明されている。一方、公正価値は、測定日における「市場参加者間」の特異でない取引を想定しており、「企業とその他の市場参加者の間」の特異でない取引を想定しているわけではない。そこで、本公開草案は、市場参加者の定義に含まれる「独立である」という用語が、市場参加者が「相互に」独立である（すなわち、関連当事者ではない）ことを明確化することを提案している。

また、この提案に関連して、FASBは、関連当事者との取引において観察された価格を公正価値測定において用いることができるかどうかについて検討した。その結果、本公開草案は、市場の条件により取引が行われたという証拠がある場合には、関連当事者との取引における価格を、公正価値測定のインプットとして用いることを認めることを提案している。

【負債への適用】

米国会計基準では、インプットとなる情報を提供する観察可能な市場がない場合に、負債の公正価値を（現在価値技法のような）インカム・アプローチを用いて測定することを認めているが、この現在価値技法の適用に当たり、企業が債務を引き受けるために市場参加者が要求するであろう報酬を含めなければならないとしている。IASBの公正価値測定EDも同様の提案を行ったが、これに対するコメント提出者は、「債務を

引き受けるために市場参加者が要求する報酬」の意味を明確化するよう要求した。そこで、本公開草案は、債務を履行する責任を引き受けることに対する報酬や、債務に関連するリスク（すなわち、実際のキャッシュ・アウトフローが最終的に見積キャッシュ・フローと異なるリスク）を引き受けることによる報酬等、市場参加者が要求するであろう報酬に関する追加的な指針を提供することを提案している。

【主要な（又は最も有利な）市場】

IASBの公正価値測定EDに対するコメント提出者の一部は、現行の米国会計基準が、主要な市場を決定するに当たり、「資産又は負債」に関する取引量及び活動水準に基づくべきなのか、「特定の市場において取引を行う企業」の取引量及び活動水準に基づくべきなのかが明確でないと述べた。そこで、本公開草案は、「資産又は負債」に関する取引量及び活動水準が最も高い市場に基づき、主要な市場を決定することを明確化することを提案している。主要な市場は、資産又は負債について、最も流動性の高い市場であるため、当該市場は、公正価値測定のための最も代表的なインプットを提供する。

また、本公開草案は、資産又は負債について主要な市場がない場合の、最も有利な市場の決定に当たっては、取引コストと輸送コストを考慮することを提案している。ただし、これらのコストのうち、公正価値測定に反映されるのは輸送コストのみである。

さらに、本公開草案は、主要な市場は、反対の証拠がない限り、企業が普段から取引を行っている市場であるとみなすことを提案している。

この場合、企業は、普段から取引を行っている市場よりも、取引量及び活動水準が高いその他の市場がないかどうか、網羅的に調査する必要がある。FASBは、企業が、資産又は負債の主要な市場（すなわち、企業がアクセス可能な最も流動性の高い市場）において、普段から取引を行っていると考えている。したがって、この提案によって、資産又は負債の取引量及び活動水準が最も高い市場を調査するためのコストに関する実務上の懸念が解消される。

本公開草案は、資産又は負債について観察可能な市場が存在しない場合、企業は、当該資産又は負債について取引を行う市場参加者の特性を考慮しなければならないことを提案している。これは、（例えば、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産又は負債のように）資産又は負債の取引量又は活動水準を決定するための基礎が存在しないために、資産又は負債の主要な市場の決定が困難であるという、IASBの公正価値測定EDに対するコメント提出者の懸念に応えたものである。

【株主持分に分類された金融商品の公正価値の測定】

本公開草案は、株主持分に分類された金融商品の公正価値の測定に関する指針を含めることを提案している。現行の米国会計基準では、資産及び負債が会計処理の主たる対象であることから、公正価値の定義は資産及び負債に着目しているものの、公正価値の定義は、株主持分に分類された金融商品（例えば、事業結合において、取得者が被取得者に株式を発行する場合）にも適用しなければならないと規定している。しかし、現行の米国会計基準は、このような

金融商品の公正価値測定について、明示的に指針を提供していない。

IASBの公正価値測定EDは、株主持分に分類された金融商品について、当該金融商品を資産として保有する市場参加者の観点から、その公正価値を測定することを提案した。これは、持分金融商品の発行者が、当該金融商品が存在しなくなるか、企業が当該金融商品の保有者からこれを買戻さない限り、退出することができないからである。IASBの公正価値測定EDに対するコメント提出者は、この指針が有用であると述べ、FASBも、この指針を米国会計基準に含めることを提案することにした。

開示規定

【レベル3に分類される継続的な公正価値測定に関する測定の不確実性の分析】

本公開草案は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、かつ、継続的に公正価値測定されている場合の、測定の不確実性に関する分析に関する情報を開示することを提案している。この提案の内容は、Topic820を改訂した会計基準更新書(ASU)第2010-06号「公正価値の測定及び開示(Topic820):公正価値測定に関する開示の改善」の基となった公開草案において提案された内容と類似しており、FASBは、この公開草案に寄せられたコメントに基づき、IASBと共同で検討することにした。

測定の不確実性の分析に関する開示の目的は、財務諸表の利用者に対し、測定日において、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値の測定値に内在する測定の不確

実性に関する情報を提供することにある。この分析は、将来の経済状況が変化することにより、公正価値の測定値がどのように変動するのかを予測することを意図していない。

IFRSsでは、IFRS第7号「金融商品:開示」が、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品の測定の不確実性に関する分析の開示を要求している。IASBの公正価値測定EDは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される(非金融資産及び非金融負債を含む)すべての公正価値測定について、測定の不確実性に関する分析の開示を提案した。しかし、現行のIFRS第7号も、IASBの公正価値測定EDも、測定の不確実性に関する分析の開示において、観察不能なインプットの相互依存性又は相関の影響を含めることを要求又は提案をしていない。そこで、IASBは、測定の不確実性に関する分析の開示に関する公開草案(IASBの不確実性開示ED)を公表することとした。

本公開草案は、測定の不確実性の分析に関する開示は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、かつ、継続的に行われる公正価値測定について要求することを提案している。ただし、その他の会計基準においてこの開示が必要ないと規定されている場合には、この限りでない。例えば、FASBは、金融商品会計プロジェクトにおいて、非上場株式については、測定の不確実性の分析に関する開示を要求しないことを暫定的に合意している。

【企業が最高かつ最良の方法とは異なる方法で資産を使用する場合】

本公開草案は、最高かつ最良の方法による使用を前提に、資産が財政

状態計算書において公正価値により認識されるものの、実際には、最高かつ最良の方法とは異なる方法で資産が使用される場合に、企業が、これに関する情報を開示することを提案している。IASBの公正価値測定EDは、この開示を提案しており、FASBも、この開示は財務諸表の利用者に有用な情報を提供するとの結論に至った。

【財政状態計算書において公正価値測定されない項目に関する公正価値ヒエラルキーにおけるカテゴリー分類】

本公開草案は、財政状態計算書において公正価値測定されないものの、公正価値の金額を開示することが要求されている項目について、公正価値ヒエラルキーのレベル別の分類を開示することを提案している。この例としては、Topic825「金融商品」により、財政状態計算書において償却原価により測定されるものの、公正価値の開示が要求される金融資産がある。

Topic825は、金融商品の公正価値測定に当たって用いた手法及び重大な仮定についての情報を開示することを要求している。FASBは、資産又は負債が財政状態計算書において公正価値により認識されていたと仮定した場合の公正価値ヒエラルキーにおける分類を開示することは、公正価値測定の相対的な主観性に関する意味のある情報を財務諸表の利用者に提供することになるとの結論に至った。

移行規定

本公開草案は、その内容を適用することにより公正価値測定される項

目の金額に差異が生じる場合には、その累積的影響額を初度適用年度の期首の留保利益に含めて調整すること（すなわち、限定的遡及による移行）を提案している。また、本公開草案は、要求される追加的な開示を、会計基準発効後の会計期間について（将来に向かって）提供することを提案している。

FASBは、遡及適用が最も有用な情報を提供することを承知している。しかし、FASBは、表示される期間の当期純利益を再表示し、表示されない期間について期首の留保利益を再表示しなければならないため、完全な遡及適用は、実行不可能であるとの結論に至った。FASBは、作成者によってはこの再表示を行うことが極めて困難であり、その便益は、コストを正当化しないと結論に至った。

おわりに

冒頭に述べたとおり、本公開草案は、両ボードの共同プロジェクトの成果であり、両ボードの公開草案がそれぞれ会計基準として確定することにより、公正価値測定に関する会計基準のコンバージェンスは前進することになる。しかし、その場合であっても、米国会計基準とIFRSsの間には、以下の差異が残ることになる。

第1に、公正価値測定が要求又は容認される資産、負債、及び株主持分の範囲が異なるということである。公正価値測定に関する会計基準は、公正価値測定が要求又は容認されている資産、負債、又は株主持分の公正価値測定に適用され、公正価値により測定される対象を変更しない。公正価値により測定するかどうかは、

その他の会計基準において扱われることになる。

第2に、投資会社に対する投資の測定に関して、米国会計基準とIFRSsで取扱いが異なるということである。Topic946「金融サービス—投資会社」は、投資会社が保有する投資について、当該投資会社が支配している投資も含め、継続的に公正価値測定することを要求している。Topic820は、実務上の簡便法として、一定の状況において、このような投資会社に対する投資の公正価値の測定値として、当該投資会社の純資産価値（NAV）を用いることを容認している。一方、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」は、投資会社が支配している投資については、これを連結することを要求している。IFRSsには投資会社のための会計基準が存在せず、NAVの算定について、世界的に多様な実務が存在することから、IASBは、米国会計基準のような簡便法を認める範囲を決定することが困難であるとの結論に至った。両ボードは現在、投資会社の会計処理について、共同プロジェクトである連結プロジェクトにおいて検討している。

第3に、米国会計基準とIFRSsでは、開示規定が異なることがあるということである。例えば、IFRSsは「継続的な」公正価値測定と、「継続的ではない」公正価値測定を区別していない。また、IFRSsが一般にデリバティブの純額表示を認めないことから、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された公正価値測定について開示される金額が異なることがある。

[参考文献]

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Fair Value Measurements and Disclosures (Topic 820): Amendments for Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs,"* June 29, 2010.

International Accounting Standards Board, *Exposure Draft ED /2010/7 "Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurements (Limited re-exposure of proposed disclosure),"* June 2010.

教材コード	J 0 2 0 5 9 4
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位